

3 騒音・振動・悪臭の対策

1 現状と課題

(1) 現状

- 騒音・振動・悪臭などの感覚公害は、直接人間の感覚を刺激することから、ある人にとっては心地よいにおいや音も、ある人にとっては不快といったように、感じ方に個人差のある公害であり、その発生源も、自動車や鉄道、工場や建設作業など多種多様です。

また、日常生活の中で、家庭用エアコンの室外機やペットの鳴き声などの原因による苦情等も増えており、身近な環境問題となっています。

- 本市では、広範囲に多数の中小企業が点在するとともに、幹線道路が市域を縦横に走っています。これらの事業場、建設現場、走行する自動車などから騒音や振動が発生しているため、幹線道路等における騒音・振動を測定しています。

また、本市の東部地域の一部が航空自衛隊岐阜基地の周辺地域として航空機騒音に係る環境基準の指定地域となっており、指定地域内における航空機騒音について測定しています。

さらに、多様な発生源への対策として、騒音・振動・悪臭を発生させる工場・事業場への立ち入り検査を行い、事業者に対し騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、岐阜県公害防止条例に基づく規制や指導を行っています。

表5-3-1 騒音・振動・悪臭の規制対象となる指定地域

種別		指定地域
騒音規制法	工場・事業場	市内全域
	建設作業	
	自動車騒音要請限度	
振動規制法	工場・事業場	
	建設作業	
	自動車騒音要請限度	
岐阜県公害防止条例	工場・事業場	市内の一部
	深夜の営業	
	拡声機	
	音響機器の使用	
悪臭防止法	工場・その他の事業場	市内全域

(2) 課題

- 騒音や振動の原因は、道路交通、工場・事業場、建設作業、飲食店営業、生活騒音など多岐にわたっており、規制の有無や測定方法も異なるため、それぞれ適正な測定方法や評価が不可欠です。

また、地域環境は開発等により変化するため、道路などを計画的かつ継続的に監視し、生活環境の支障となる騒音・振動などの発生に対し、管理者が適切な対策を行う必要があります。

- 事業活動以外の日常生活から発生する生活騒音などに対しては、出前講座やリーフレットの配布など啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図る必要があります。

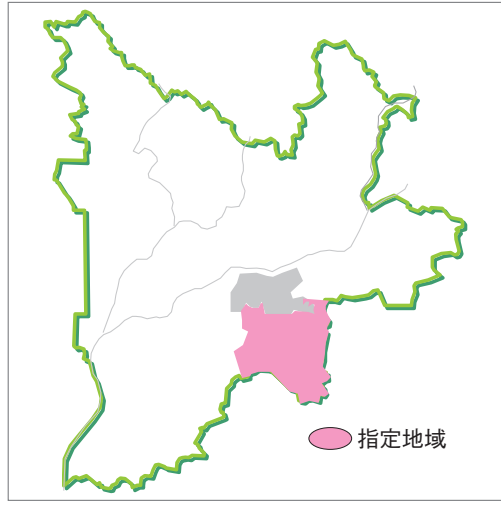
2 主な取組

(1) 騒音・振動対策の推進

- 道路交通騒音、航空機騒音、振動に対しては引き続き監視し、必要に応じて管理者への要請等を行い、騒音・振動の減少を図っていきます。
- 工場・事業場等に対しては、引き続き規制や指導を行っていきます。
- くい打ちやバックホウ^{※67}を使用する特定建設作業^{※68}に伴う騒音・振動等は、規制の遵守について指導を行います。

表5-3-2 航空機騒音に係る環境基準

類型	区域の区分	基準値 (WECPNL)
	都市計画法に定める用途地域	
I	指定地域のうち、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	70以下
II	指定地域のうち、 I類型以外の地域 ただし、工業専用地域、航空自衛隊岐阜基地の敷地、河川法に基づく河川区域を除く	75以下



※参照:WECPNLとは、加重等価継続感覚騒音レベル

図5-3-1 航空機騒音に係る環境基準の指定地域

(2) 悪臭対策の推進

- 臭気発生事業場や悪臭苦情のある事業場へ立ち入りを行い、必要に応じて悪臭物質濃度測定等を実施して規制基準遵守の指導を行うとともに、規制基準の周知徹底により、公害の未然防止に努めます。

3 指標と目標値

指標名	現況値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の見方
騒音環境基準達成率 (自動車騒音)	94.1%	95%	達成戸数/調査路線沿道の全戸数
騒音環境基準達成率 (航空機騒音)	75%	100%	達成地点数/調査地点数
悪臭に対する公害苦情件数	37件	減少	公害苦情発生状況調査による件数

※67 バックホウ/主に地面を掘削するために使用されるショベル系掘削機。
 ※68 特定建設作業/建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生する作業で、騒音規制法及び振動規制法に定めるものをいう。